

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する府省庁からの回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	再検討要請に対する府省庁からの回答
00401	個人	竹林バイオ発電所付き大規模ハウス	須崎市、構造改革特区、地域再生事業では、竹林バイオ発電付大規模ハウス農地を、林地開発と併合して、鉄鋼スラグ製品販売商品と、各種建設現場から発生する建設土砂、及びリサイクル済の、コンクリートがれき、を混合埋立により、竹林造林、管理型によるバイオ発電余熱による、大規模ハウス農地の経営を指向しております。 具体的には、県外から船で須崎港に入出入りしている船舶を利用して、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業により、須崎港バースに荷物を降し、須崎市地区に地元ダンプで片道7kmを陸送し埋立等の工事を進めると共に、砂防及び調整池等の建設により、水質を保全し環境に配慮し、地元最優先を基本として林地開発をしていきます。 また、竹林を国の重要エネルギー政策に取り込み、化石燃料の代替として、段階的に取組み、地方の否かと都会をエネルギー政策で繋ぐ。 また、全国に散布している、竹林、放棄荒廃農地、等を竹林の造林と管理で、自然災害の防災を果たし、木質の1.2倍火力の余熱でハウス農家の、輸入燃料の削減を図り、本体電力は売電とし、1年周知で親竹となる竹を、稲作の代替にすれば、基礎素材型産業になり地場産業の活性化に繋がります。環境に配慮した、循環型の環境エネルギー提供で、ハウス農家に安定した、経営組織ができる。 本市も、財政難、人口減少傾向にあり、今後は、天然の良港に恵まれた須崎港を一層活用し、大企業での社会貢献にあやかり、国、地方自治体において、特例等の指導を頂き、須崎市の発展に資することを目的とし上記を選定する。 なお、今日までの取組としては、開発地主の同意書、地元3部落長8名と公民館で集いと地元JA組合長談話、全国の竹林は野放し状態であり管理すれば社会貢献になる、JAハウスは堤防2m下にあり、南海津波がくれば全滅する、高台に少しでも移転し、被害現象を図りたい、会合の中で話はしていく、とのことでした。	リサイクル等の処理を経たものであっても、産業廃棄物に該当する場合、廃棄物処理法の制限がかかる。	廃棄物処理法 第2条第4項 同法 第11条	リサイクル等の処理を経たものであれば、埋立等の用途に活用することを可能とする。	環境省	廃棄物は、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要です。 本件のように、リサイクル等の処理を経たものであっても、他人に有償売却できない性状のものなど廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下、廃棄物処理法という。）上の廃棄物に該当するものもあり、中には有害物質を含むものなど生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがある廃棄物が存在する可能性があります。 そのため、リサイクル等の処理を経たものであっても、その性状等に応じて廃棄物の該当性を判断する必要があります。 廃棄物による土地の造成は、廃棄物処理法上の埋立処分に該当するため、処理基準に従い処分を行わなければならないこととなっております。 なお、当該リサイクル等の処理を経たものが、廃棄物に該当しなければ、廃棄物処理法は適用されません。廃棄物該当性に係る判断は、法制度上、都道府県等が個別の事実ごとに判断することとなっておりますので、まずはお近くの都道府県の廃棄物担当部局に御相談ください。	鉄鋼スラグについて、事業地のある都道府県の担当部局に確認したところ、アルカリ濃度が高いために廃棄物に該当し、適正な処理が必要であるとのことだった。 しかし、埋立て処理を行う場合、元々土壌にはアルカリ成分が含まれているため、地下水を循環させるなど、何らかの薄める措置を講じれば、埋立て処理を行うことは可能なのではないかと、別の都道府県に確認した際は、埋立てる量が少量であれば、可能なのではないかと話であった。 別紙図のとおり、大量に一カ所での埋め立て処理を検討しているが、埋め立てる量により可能であるか否かは左右されるのか、明らかにはされていない。	環境省	当該鉄鋼スラグ等が廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当するか否かについては、「行政処分の指針について（通知）」（平成25年3月29日付け環産産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。）を踏まえ、都道府県知事等において適切に判断すべきものであると考えています。 都道府県知事等が、当該鉄鋼スラグ等を廃棄物と判断した場合においては、産業廃棄物処理基準に従い、埋立処分をする必要があります。
05401	兵庫県、神戸市（共同提案）	地方自治体による国立公園内の行為の許可基準に係る特例の設定	瀬戸内海国立公園六甲地域は関西屈指の避暑地であるが、景気低迷や宿泊ニーズの変化等により、既存の保養所等が閉鎖し荒廃が進むことによる景観の悪化や環境破壊が懸念される。 自然公園法の規制が地域の実情に必ずしも合っており、企業の保養所等の建替や売却が進みにくい要因の一つとなっていることから、既存の建物の改廃について、現地に精通した都道府県知事又は政令市の市長が、地域独自の許可基準を設定して許可する。	国立公園の特別地域内において建物の増改築等を行う場合は、環境大臣の許可が必要。（環境大臣は、自然的・社会経済的条件から判断して、当該許可基準の特例を定めることができる。）	・自然公園法第20条第3項 ・自然公園法施行規則第11条第36項	都道府県知事又は政令市の長が、特例を定めて許可することを可能とすること。（環境審議会等の意見を聴いた上で、自然的・社会経済的条件から判断して、国立公園の第2種特別地域における建物の増改築等の許可基準（高さ13m以下や建築面積2,000㎡以下等）の特例を定め、当該特例に基づき許可する。）	環境省	○国立公園は、自然公園法の体系の中において、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものです。 ○上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック＆バランスを確保するシステムが必要です。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準です。 ○自然公園法施行規則第11条第36項における許可基準の特例制度は、国が一義的に保護管理の責任を負う国立公園においては、環境大臣が、自然的・社会経済的条件から判断して規則第11条各項目に規定する許可基準の全部又は一部を適用することが適当でないと認められる場合に自らが指定した特別地域のその指定の趣旨も勘案しつつ、極めて限定的に、全国的見地から、当該許可基準の特例を設ける地域及び当該特例の内容を定めるべきものです。 ○開発推進の役割や権限を持っている地方自治体に許可基準の特例を定める権限及び許可権限を移譲することは、国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック＆バランスを確保することが実体上出来なくなることとなり、国立公園は国が保護するという国際標準から大きく逸脱することとなってしまいます。 ○以上より、本提案については受け入れられません。 ○なお、現行制度においても、自然的・社会経済的条件から判断して環境大臣が許可基準の特例を設けることは可能であり、その検討においては従来より当該地区に関係する自治体の意見を踏まえることとしています。瀬戸内海国立公園六甲地域においても、現地に駐在する神戸自然保護官を通じて現状における課題を提案団体と共有し、六甲地域の望ましい姿について検討して参ります。	引き続き、賑わいを低下させ、環境悪化に繋がっている企業保養所等の遊休施設の利活用促進に向け、地域関係者からの意見を反映させた公園計画の改定を加速化していただくとともに、公園計画に盛り込めない保養所等の活用についても、特例基準の設定、検討いただきたい。 また、満喫プロジェクト選外8公園に対する取組み内容の充実を計るとともに、より実効的な取組みの推進と六甲山の協働型管理運営体制の構築を図るため、「六甲山土地利活用プロジェクトチーム」を拡大させた「六甲山協働型管理運営協議会（仮）」を設立し、環境省及び県・市が一体となり、六甲山の活性化に向けた取組を進めていただきたい。	環境省	関係する自治体の意見も踏まえつつ、公園計画の点検作業や、自然的・社会経済的条件からの必要性に応じた基準の特例の設定について、現地に駐在する神戸自然保護官を通じて検討・調整を進めて参りたいと考えております。 また、六甲地域の公園利用の推進について関係自治体と検討を行うとともに、神戸自然保護官を通じ、県・市の協力を得て協働型管理体制の構築を進め、県・市とともに六甲山の活性化を図っていきたく考えております。